

那覇市公報

第1527号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則

- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅室）…………… 245

◇告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 246
- 随意契約の公表について（クリーン推進課）…………… 248
- 平成22年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）…………… 248

◇上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について（給排水設備課） 250
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について（給排水設備課）…………… 251
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について（給排水設備課） 251

◇監査委員公表

- 平成21年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）…………… 252

規 則

那覇市規則第22号

平成22年 5 月26日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
別表第4(第38条関係)	別表第4(第38条関係)														
<table border="1"> <tr> <th>市営住宅名称</th><th>1区画当たり使用料 (月額)</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市久場川 市営住宅</td><td>[略]</td></tr> </table>	市営住宅名称	1区画当たり使用料 (月額)	[略]		那覇市久場川 市営住宅	[略]	<table border="1"> <tr> <th>市営住宅名称</th><th>1区画当たり使用料 (月額)</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市久場川 市営住宅</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>那覇市識名市 営住宅</u></td><td><u>4,900円</u></td></tr> </table>	市営住宅名称	1区画当たり使用料 (月額)	[略]		那覇市久場川 市営住宅	[略]	<u>那覇市識名市 営住宅</u>	<u>4,900円</u>
市営住宅名称	1区画当たり使用料 (月額)														
[略]															
那覇市久場川 市営住宅	[略]														
市営住宅名称	1区画当たり使用料 (月額)														
[略]															
那覇市久場川 市営住宅	[略]														
<u>那覇市識名市 営住宅</u>	<u>4,900円</u>														
備考 [略]	備考 [略]														
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。															

付 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 5 8 号

平成 2 2 年 5 月 1 1 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 5 月 6 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 （公 印 省 略）

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801（207）
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 5 月 6 日 郵送
提供する個人情報の 内 容	○住 所：沖縄県那覇市首里 [REDACTED] ○契約者： [REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 契約名義人の住所、氏名及び電話番号 2 料金の支払い方法 口座振替の場合銀行名及び口座番号等 3 その他参考となる事項： } [REDACTED]
目的外利用等 をする理由	調査事項（請求根拠：国税徴収法第141条）
新たな利用課 又は提供先	大阪府曾根崎警察署長 警視正 岩下 弘美 様
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

那覇市告示第 6 1 号

平成 2 2 年 5 月 1 7 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定より次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

2 契約を締結した後

契約締結日	平成 2 2 年 5 月 1 4 日
契約相手方の氏名及び住所	(社) 那覇市シルバー人材センター 理事長 名嘉元 甚勝 那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番地 6
契約金額	1,999,200 円（消費税込み）
契約理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。また、当該業務を委託することにより、本市の高齢者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいづくりを支援できるため。

那覇市告示第 6 3 号

平成 2 2 年 5 月 2 0 日

掲 示 済

平成 2 2 年度市政功労者の表彰について

平成 2 2 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 3 7 0 号

氏 名 ^{みやた}宮田 ^{ともこ}智子（8 0 歳）

功績概要 平成 2 年に自宅にて「松川でいご文庫」を開設するなど、長年にわたり地域の読書活動の推進に尽力。また幼稚園や小学校での読み聞かせや講演活動を通して、子どもの読書教育向上に貢献。

登録番号 3 7 1 号

氏 名 ^{あげだ}安慶田 ^{みつお}光男（6 1 歳）

功績概要 昭和 5 5 年から現在まで 9 期 2 4 年余にわたり、市議会議員を務める。その間、那覇市議会議長や建設常任委員会委員長を歴任するなど数多くの事業推進に尽力され、本市の発展に大きく貢献。

登録番号 3 7 2 号

氏 名 ^{またよし}又吉 ^{たつお}達雄（7 1 歳）

功績概要 上山中学校や開南小学校の歯科校医として 4 1 年余にわたり、学校歯科健診、保護者に対する相談指導に取り組む。また県歯科医師会会長、副会長を歴任するなど、市民の健康保持増進に尽力。

登録番号 3 7 3 号

氏 名 ^{みやぎ}宮城 ^{やすのぶ}康亘（7 4 歳）

功績概要 昭和 5 7 年から 2 7 年余にわたり、那覇市交通指導員を務め、スクールゾーンでの街頭指導や各種イベントでの交通整理に協力するなど、市民の交通安全確保に尽力。

登録番号 3 7 4 号

氏 名 ^{ながやま}永山 ^{せいこう}盛廣（7 4 歳）

功績概要 平成 8 年から現在までの 5 期 1 3 年余にわたり、市議会議員を務める。その間、教育福祉常任委員会委員長や議会運営委員会委員長を歴任するなど数多くの事業推進に尽力され、本市の発展に大きく貢献。

登録番号 3 7 5 号

氏 名 ^{あさと}安里 ^{ししょう}嗣昌（7 4 歳）

功績概要 昭和 5 2 年から現在まで 3 2 年余にわたり、民生委員児童委員を務める。その間、真和志第一民生委員児童委員協議会の会長、副会長を歴任するなど、地域福祉の向上に尽力。

登録番号 3 7 6 号

氏 名 ^{きんじょう}金城 ^{ふみこ}文子（78歳）

功績概要 昭和52年から30年間にわたり、民生委員児童委員を務める。その間、真和志第一民生委員児童委員協議会の副会長を歴任するなど、地域福祉の向上に尽力。

登録番号 3 7 7 号

氏 名 ^{よぎ}與儀 ^{きよはる}清春（65歳）

功績概要 平成9年から3期12年にわたり、市議会議員を務める。その間、厚生経済常任委員会委員長や建設常任委員会委員長を歴任するなど本市の発展に大きく貢献。

登録番号 3 7 8 号

氏 名 ^{あらかき}新垣 ^{いさむ}勇（68歳）

功績概要 昭和46年から現在まで、那覇大綱挽保存会の財務委員、行列委員長、副理事長、理事長、副会長を歴任するなど那覇大綱挽の運営・保存継承に尽力。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第4号

平成22年5月10日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮里 千里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
73	株式会社 嶺設備	那覇市小禄911	興那嶺 幸栄

那覇市上下水道局告示第 5 号

平成 2 2 年 5 月 1 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店の所在地表示に異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮里 千里

指定（登録）番号 第 4 0 6 号
 指定工事店名 有限会社 世名城
 営業所所在地 (新) 沖縄県中頭郡嘉手納町屋良一丁目 3 番地 1 3
 (旧) 沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 5 9 7 番地 1 3
 代表者名 宮平 永市
 指定の有効期間 平成 1 9 年 9 月 7 日～平成 2 4 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 6 号

平成 2 2 年 5 月 1 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮里 千里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
3 8 7	翔設備工業	南城市大里字高平 1 3 3 番地 1 0 1 号室	金城 長弘	平成 2 2 年 5 月 1 9 日

監査委員公表

那 監 公 表 第 1 号

平成 2 2 年 6 月 1 日

那覇市監査委員	慶	利光
同	宮里	善博
同	大浜	安史
同	仲松	寛

平成 2 1 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 2 1 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 21 年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について

市民文化部

○ 市民協働推進課

1 資金前渡・概算払の取扱状況について（注意事項）

市政の円滑な運営を図るため、毎月資金前渡による行政連絡事務委託料が支払われているが、その精算事務について、一部が要務終了後 8 日から 10 日遅れとなっている。

また、各種活動助成事業補助金（環境美化活動・敬老会・祭り・各種スポーツ大会・学事奨励会等）の精算が 1 ヶ月から 2 ヶ月遅れである。資金前渡や概算払いの事務処理については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項（資金前渡の精算）及び第 62 条第 1 項（概算払の精算）の規定にもとづき、期限を遵守するよう指導されたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市連絡事務委託事業の資金前渡の支払いの精算事務が一部遅れていることについて、今後は会計規則第 57 条第 1 項の規定に基づき要務終了後、速やかに精算を行うよう処理いたします。

また、自治会活動事業補助金の概算払いの事務処理について、今後は自治会に対して那覇市会計規則第 62 条第 1 項の規定を遵守するよう指導し、事務の遅滞がないよう適正な事務処理に努めてまいります。

2 歳出予算執行について（注意事項）

安全で住みよいまちづくりの推進と防犯の効果を高めるため、保安灯設置事業予算額 174 万円、執行率 27.6%（11 月 30 日現在）である。また、保安灯建替等補助事業（経済危機対策臨時交付金）予算額 7,628 万 7,000 円は未執行（11 月 30 日現在）で、3,147 万 1,000 円補正減額が見込まれている。事業執行のあり方については、基礎調査を十分にを行い実現性の高い事業計画を立案し、予算執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

那覇市保安灯設置事業補助について、例年、各自治会や通り会等のその他の団体から補助申請を受け 100%の執行率です。平成 21 年度においても 100%の執行率の見通しで設置事業補助を進めていましたが、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が採択され、その交付金の活用に伴い、従来の那覇市保安灯設置事業は最終的に 87 万円（執行率 50%）に留まりました。

一方、国会で「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が採択されたのに伴い、本市では、平成 21 年 9 月定例会において「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用しての保安灯建替等の補助金のため、7,628 万 7 千円を計上しましたが、自治会等からの保安灯建替等の申請件数が、本市の見込んでいました申請件数を下回ったために平成 22 年 2 月定例会で 3 千万円余りの補正減となりました。

今後は、各自治会から提出されます「自治会基本報告書」等を参考に保安灯設置事業計画を進めて行きたいと考えています。

○ 市民課

備品管理について（注意事項）

平成 20 年度より新財務会計システム移行に伴い新しいシステムで備品登録をすることになっているが、首里支所においては使用中である備品の未登録や寄贈品（絵画）の未申請等、台帳と現物が一致していない物品等があり適切に処理されてないものが見受けられた。支所移転も控えているので、早急に那覇市物品会計規則に基づいた適正な物品管理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

使用中である備品の確認・登録、寄贈品（絵画）の申請等、台帳と備品（現物）の突合作業中です。

支所移転も控えていることから、9 月中旬を目処に確認作業等を早急に行い、今後、那覇市物品会計規則に従い、適正な物品管理に努めます。

○ 文化振興課

業務委託料の予算計上について（注意事項）

那覇市民会館のごみ収集業務委託契約は、平成 19 年度から施設毎の入札を市民文化部が所管する施設合同の入札に変更した結果、落札金額が大幅に減額となり、平成 21 年度の契約状況は、当初予算額 50 万 1,000 円に対し契約済額 13

万 4,220 円となっている。

予算の見積りにあたっては、過年度の実績等を勘案し適切な額により行うよう努められたい。

市民会館ごみ収集業務委託契約状況

年度	当初予算額 (a)	契約済額 (b)	差額(a)-(b)
平成 19 年度	810,000 円	157,500 円	652,500 円
平成 20 年度	501,000 円	128,100 円	372,900 円
平成 21 年度	501,000 円	134,220 円	366,780 円

□ 注意事項に関する措置

今後は、平成 22 年度の入札結果と過去 3 年度の実績等も踏まえ、適切な予算見積もりを行います。

○ 博物館

工作物の管理について（注意事項）

博物館が所管する標示板、詩碑等の現況調査は 2 ヶ月毎に実施しているとのことであるが、調査記録を作成していないため、工作物の現状が把握できず、工作物の調査漏れ等が考えられる。

公有財産を適切に管理するため、工作物の調査要領等を策定し、定期的な点検・調査及び記録を行うよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

博物館（歴史博物館）が所管する旧跡等説明標示板、詩碑等は、現在那覇市内に 64 基（標示板 56 基・詩碑等 8 基）設置されており、設置場所、標示内容、設計図等の書類は備えております。しかし、これらの標示板等は、定期的に巡回はするものの、指摘事項のとおり調査記録等を作成していないため、巡回記録等の調査漏れがあります。

このため博物館（歴史博物館）では、平成 22 年 8 月末を目途に標示板等の基本台帳並びに定期巡回調査記録帳を作成し、落書き、損傷等に備えた巡回・調査を定期的に行います。

上下水道局

○ 総務課

団体負担金について（注意事項）

交付団体の運営状況について、交付団体の平成 20 年度決算によると、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び

決算等で十分検証し、負担金見直し等を検討されたい。

見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

負担金交付団体決算状況

単位：円

団 体 名	平成 21 年度 予算額 (那覇市)	平成 20 年度決算額			収支比率 (%)
		収入額	支出額	収支差額	
日本水道協会沖縄県支部受水団体負担金	63,000	979,350	500,840	478,510	51.7
沖縄本島ダム事業促進協議会会費	99,000	2,919,931	1,979,964	939,967	67.8
沖縄県治水協会負担金	1,094,000	13,267,229	8,012,788	5,254,441	60.4

□ 注意事項に関する措置

今回指摘のありました三団体につきましては、ご指摘のと通りの収支比率となっています。

今後、各団体の事業目的、事業内容等を更に検証した上で、今後開催される各総会、理事会等において、収支差額の繰越のありかた、負担金の見直しを要請いたします。

○ 企画経営課

下水道事業の経営の効率化について（要望事項）

下水道事業は、衛生的で快適な生活の確保・維持、降雨による浸水被害等の防除、公共用水域の保全等、都市基盤におけるきわめて重要な役割を担っている。

今後とも中長期的な視点に立ち、効率的・効果的な事業運営に努力され、公営企業の経済性を発揮するとともに、一般会計からの繰り入れの適正化に向け経営の効率化に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

下水道事業の経営につきましては、地方公営企業法の経営の基本原則を踏まえた那覇市上下水道事業経営方針を定めており、将来の経営を見据えた財政計画の基に、効率的な資金管理と運用、経費の縮減、接続率向上による使用料収入の確保等で財政基盤の強化に努めております。

今後も引き続き基本計画（ステップ・バイ・ステップ）及び経営健全化計画に基づき、効率的・効果的な事業運営に努めます。

また、繰り入れの適正化に向け、一般会計において負担する経費並びに負担方法及び負担額を定める協定書を平成 22 年 3 月 25 日付けで締結しました。

○ 料金課

下水道使用料の誤徴収について（是正事項）

下水道使用料の徴収にあたり、電算システム上、下水道に未接続にもかかわ

らず昭和 61 年 1 月 1 日から接続しているものとして処理していたため、時効成立分の損失補てん金を含め、463 万 6,751 円（下水道使用料 310 万 2,166 円、利息相当額・還付加算金 153 万 4,585 円）の還付金が発生した。

今後、関係各課と連携を密にし、このような誤徴収がないようチェック体制を構築されたい。

□ 是正事項に関する措置

この度の下水道使用料誤徴収問題を本局全体の問題と位置づけ、下水道使用料に関する調査を行うことを目的とする那覇市下水道使用料誤徴収問題検討委員会設置要綱（平成 22 年 4 月 1 日上下水道部長決裁）を制定し、本要綱に基づき設置する下水道使用料誤徴収問題検討委員会にて次の事項について調査検討を行います。

（1）誤徴収対策

下水道使用料の調定に関する業務を確認し、関係各課の連携及び調定処理に対するチェック体制の検討。

（2）那覇市全世帯を対象とする公共下水道使用開始届照合作業

下水道使用料の調定に関し、公共下水道を使用しない使用者から誤って下水道使用料の徴収を行っていた事例があることから、給排水設備課との共同による既存の那覇市全体世帯を対象とした公共下水道使用開始届照合作業を次の手順にて行う。

①水道等使用者データ(市内全世帯)と公共下水道使用開始届との突合。

②突合結果にて下水道使用状況が不明瞭な世帯を対象とした実態調査の実施。

③実態調査の結果に基づく下水道使用料の調定に関する処理。

○ 契約検査課

工事請負費等に係る不正防止対策について（要望事項）

先般、市発注工事に係る職員(道路建設課)の収賄容疑事件が発生し、請負工事等に関する業務に対し市民の信用失墜する事態に至らしめた。

当該課としても、この事件を重く受けとめ、市民からの信頼を回復するため不正防止については、職員の倫理的意識を喚起し、市長部局とともに具体的な再発防止対策を講じるなど取り組んでいただきたい。

□ 要望事項に関する措置

那覇市収賄事件調査・再発防止委員会における、再発防止策としての入札監視委員会の設置、随意契約・入札における業務体制、服務規律の確保等についての報告書を基に、市長部局とともに上下水道局においても再発防止対策に取り組む予定です。

○ 管理課

補償金について（注意事項）

補償金（11 万 6,000 円）は、緊急修繕工事のためのバルブ開閉に伴う断水により家庭用ポンプを故障（空転コイル焼付）させたことに対する補償である。

本件について、早急に作業手順を確認しチェックマニュアル作成等、具体的な再発防止に取り組まれない。

□ 注意事項に関する措置

21 年度後期定期監査において、バルブ開閉を伴う断水作業の際に補償金が発生したことに対し、断水作業時のマニュアル作成等、具体的な再発防止策を講じるよう指摘がありました。

今後このような事故が起こらないよう、「断水工事のバルブ操作マニュアル」を作成し、断水工事を行う際の作業手順の確認やチェックシートによるバルブの開閉操作の確認等の徹底を図り再発防止に取り組んでおります。

○ 配水課

修繕費の予算執行について（注意事項）

水道事業費用第 20 節修繕費（3,042 万 8,000 円）の執行については、石嶺ポンプ場補償物件移設工事の当初予算 1,199 万の計画を見直し 357 万 7,000 円で契約し、安里配水池自動灌水工事（101 万 5,000 円）と真地配水池水質計取替（411 万 5,000 円）の 2 件全額を補正減額予定している。

このような大幅な計画変更や補正減額を伴う予算の執行のあり方は、予算の効率で効果的運用を損なうおそれもあり、地方公営企業法施行令第 18 条（予算の執行）の趣旨を踏まえ、適切な経営管理を確保するための計画的予算の執行に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

補償物件等については、予算要求前に補償額が確定するように交渉を進めて参ります。

維持管理の修繕については、施設の点検状況を踏まえ、長期的及び計画的な執行で出来るよう精査し、適切な施設管理をして参ります。